

令和 3 年 1 1 月 2 4 日

洞爺湖町議会令和 3 年 1 1 月会議
町 長 行 政 報 告

番 号	件 名
-----	-----

- | | |
|---|----------------------|
| 1 | 寄附について |
| 2 | 町営住宅使用料の算定誤りについて |
| 3 | 洞爺湖温泉地区の信号機の供用開始について |

1 寄附について

前会議から本会議までの間、次の方々より寄附の申し出があり、ご厚志に添うようありがたく受納いたしました。

(1) 金員の寄附

ア 匿名

金額 500,000円（コロナウイルス感染症防止等のため）

イ 匿名

金額 300,000円（町のため）

(2) 金員の寄附（ふるさと納税寄付金として）

個人（匿名含む） 756件（累計3,457件）

総額 16,444,000円（累計62,111,000円）

(3) 物品の寄附

株式会社マルナカ総業

代表取締役 渡部 順司 氏

オリジナルマスク 150枚

2 町営住宅使用料の算定誤りについて

このたび、令和元年4月から令和3年10月分までの住宅使用料につきまして、収入超過者として認定された方々の一部に算定誤りがあることが判明いたしました。

内容といたしましては、収入超過者に認定された方の場合、通常の入居者の所得情報に加えて収入超過者に認定されてからの超過年数等の情報をシステム上で直接手入力が必要なところ、操作マニュアルの確認不足により、自動更新されるものと誤認したこと等による算定誤りでございます。

該当する入居者の皆様には、個々に訪問させていただき、事務誤りの説明とお詫びをさせていただいたところでございます。

今回の件につきましては、住宅使用料のみならず、庁内全体の事業にかかわる問題として、事業全般における点検を再度徹底して行うよう、強く指示したところでございます。

たび重なる不祥事が続き、町政の信頼回復及び再発防止に組織を挙げて取り組む矢先、このような事案が再度発生したことは、誠に遺憾であり、議員並びに町民の皆様へ、重ね重ね深くお詫び申し上げる次第でございます。

今般の職員の不適切な処理の最終的な監督責任として、町長及び副町長の給料の減額に係る議案を提案しておりますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

なお、本事案に係る関係職員につきましても、厳正な処分を行ってまいります。

3 洞爺湖温泉地区の信号機の供用開始について

平成26年度以降継続して要望活動を行ってまいりました、洞爺湖温泉地区の道道洞爺湖登別線の交通安全施設整備のうち、市街地の伊達信用金庫洞爺温泉支店横交差点の信号機並びに横断歩道について、本年11月13日、全ての工事が完了し、11月19日をもって信号機の供用が開始となりました。

また、交通安全対策の一つとして要望してまいりました町道洞爺湖温泉大通り線の規制速度を時速40kmから30kmへの変更について、北海道警察本部の内部決定がなされ、11月13日から標識が変更となりました。

洞爺湖町議会をはじめ関係団体の皆様のご支援とご協力に感謝を申し上げます。